

2023(令和 5)年度保健管理年報

【保健管理センター2023(令和 5)年度業務実績資料集】

2024 年 7 月 16 日

国立大学法人東京外国語大学

保健管理センター

はじめに

東京外国語大学保健管理センターでは、本学における学生及び教職員の健康の保持・増進を図ることを主目的として、全学共通施設として、本学の保健管理及び安全衛生管理に関する専門的業務を行っております。

その業務は主として「健康診断」・「プライマリーケア」・「安全衛生管理」・「教育啓蒙」等から成ります。まず「健康診断」では、学生・留学生・教職員への入学および定期健康診断の実施とその個人指導を含めた事後措置を行っており、「プライマリーケア」では心身の健康において内科・精神科・応急措置等の対応を行っております。また「安全衛生管理」では大学内の安全衛生の保持増進に努め、教職員の労務管理に関する対応を行っており、「教育啓蒙」では健康保持増進とその管理に向けて取り組んでおります。

令和5年度は、過去3年に及んだ新型コロナウイルス感染症への対応が感染症法上の位置づけで5類に移行され、大学ではポストコロナ時代に向け、全ての学生・留学生・教職員が「学び」を継続できるよう取り組まれ、保健管理センターとしても時代に沿った健康管理・安全衛生管理に尽力し、さらに新しい地球社会とその多文化共生にむけ、全ての学生・留学生・教職員が大学で活動できるよう、支援してまいりました。

本年報は、毎年度ごとに保健管理および安全衛生管理の点検評価として、またその在り方と方向性を検討する資料として、これまでより例年作成してまいりました。令和5年度の健康診断やプライマリーケア利用等を含む業務実績は、コロナ禍やウィズコロナ時代であったここ数年の報告書と比較し、コロナ禍からの回復過程を含め、ポストコロナ時代の大学にある学生・留学生・教職員の動向を反映している実績になっているとも解釈できます。本年報の業務実績をこれまでのものと単純に数字のみで比較することは大変難しいと考えますが、世界的パンデミックの影響を受けた後の変化する大学や学生生活における本保健管理センターでの取り組みを、例年の如く、年報として集約することは、これまで同様に極めて重要な意味があるものと考えます。

また、本年報は、今後も大学保健管理センターとしての方向性を検討する資料として活用していきたいと思っております。

令和6年7月吉日

国立大学法人 東京外国語大学 保健管理センター
所長・学校医・産業医 山内 康宏
看護師 平戸 美絵

【目 次】

[はじめに]

[Ⅰ. 目標と計画]

1. 国立大学法人東京外国語大学中期目標 令和4年度～9年度
.....4
2. 国立大学法人東京外国語大学中期計画 令和4年度～9年度(抜粋:保健管理関連事項)
.....7

[Ⅱ. 管理運営]

1. 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程
.....13
2. 東京外国語大学保健管理センター教員選考に関する小委員会要項
.....16
3. 個人情報の取り扱いに関わる保健管理センターガイドライン
.....17
4. 保健管理センターにおける個人情報の利用目的について
.....18

[Ⅲ. 各種健康診断等事業]

1. 各種健康診断の日程・内容・対象
.....20
2. 春季定期健康診断・入学時健康診断・秋季健康診断(合算)
.....21
3. 春季新入学生の健康診断受診状況(Ⅲ-2表の一部抜粋)
.....22
4. 外国人留学生健康診断
.....22
5. 職員健康診断・人間ドック
.....23
6. 健康診断証明書発行
.....23

[Ⅳ. プライマリケア]

1. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(学生利用者数)
.....25
2. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(職員利用者数)
.....27
3. 精神神経科
.....29

[Ⅴ. 各種教育啓蒙事業]

1. 各種教育啓蒙事業の日程・目的・内容・対象
.....31
2. アルコール(エタノール)パッチテスト(中止)
.....31
3. 保健管理センターホームページ・メール相談概要
.....32
4. メール相談利用実績(件数)
.....33
5. 「ほけせん便り」発行概要
.....33

I．目標と計画

I-1. 国立大学法人東京外国語大学 第4期中期目標 令和4年度～9年度

令和4年2月28日 文部科学大臣 提示

(前文) 法人の基本的な目標

東京外国語大学は、150年に及ぶその歴史を通じ、世界の言語・文化・社会を深く掘り下げ、研究によって得られた知見を社会に還元し、日本社会の国際化に寄与してきた。人材育成の分野では、学部や大学院の教育を通じ、日本と世界を結んで活躍する人材の育成に力をおき、戦前においては日本の近代化に、戦後においては日本の経済成長や国際的なプレゼンスの向上に貢献する多くの人材を輩出してきた。

しかし、21世紀の現在、本学が果たすべき役割には大きな変化が生じている。世界の一体化、価値観の多様化、それへの負の反応としての社会における分断や格差、差別やレイシズムの深刻化が同時に進行する現在、本学が教育・研究の対象とする世界に関する知見は、人々の共生に不可欠なものとなっているからである。本学の現在の使命は、地球社会における人々の共生に貢献することにある。すなわち、本学は、その研究により、文化の差異と共生の仕組みを明らかにし、その教育を通じ、寛容でインクルーシブな社会の実現に向けた課題解決に資する人材を育成し、さらに社会貢献を通じ、本学に期待される分野で異なる背景を持つ人々の共生に向けた方策の実装に力を尽くさなくてはならない。2022年から28年にかけての第4期中期目標・中期計画期間において、本学は、本学の教育研究が生み出す未来に向けた社会変革への活力を可視化・活性化し、大学をあげて、その社会での実装に努める。

以上の目標の達成のため、次の3つの分野で本学の機能強化に取り組む。

1. 社会との共創—本学の教育研究の成果を、共生に向けた諸問題の解決に資する次の活動に活用する。まず、社会における言語運用をめぐる問題解決に向けた活動を行う。言語教育のナショナルセンターとしての本学の機能を強化し、日本語・英語を含む多言語の習得度の判定や、デジタル化時代の言語教育の新たな手法を提案し、その社会実装を目指す。また、市民・自治体・NGO・教育機関・企業などと共に寛容でインクルーシブな社会の実現に向けた取組みを幅広く展開する。

2. 教育の高度化—学士課程においては、学生が学べる内容、卒業までに身につく力を可視化した教育プログラムを整備するとともに、ディプロマサプリメント等により社会に対し学生が卒業までに身につけた共生に寄与する力（言語力・専門力・問題解決力など）を保証する。またDX化時代の教育の方向性を踏まえ、他大学との協働などにより多分野にわたる教養教育の充実を図る。大学院課程においては、引き続き優れた研究者を養成すると同時に、多言語多文化化する社会で求められる高度な専門的知識を備えた人材を養成する。

3. 高度で融合的な研究の推進—世界における多文化共生のメカニズムを解明する人文・社会科学の研究を牽引すると同時に、多分野の研究者が参加し問題解決を目的とした融合型研究プロジェクトを推進し、研究成果の社会実装を目指す。

このような大学の教育研究活動を支えるため、大学内外の多様な意見を大学経営に生かし、透明性・効率性に秀でた運営を実現する。その結果として、社会から本学への支持・支援を獲得し、国立大学としての本学の存在価値を高めることに結びつける。

◆ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。

I 教育研究の質の向上に関する事項

1 社会との共創

(1) 我が国の持続的な発展を志向し、目指すべき社会を見据えつつ、創出される膨大な知的資産が有する潜在的可能性を見極め、その価値を社会に対して積極的に発信することで社会からの人的・財政的投資を呼び込み、教育研究を高度化する好循環システムを構築する。③

2 教育

(2) 学生の能力が社会でどのように評価されているのか、調査、分析、検証をした上で、教育課程、入学者選抜の改善に繋げる。特に入学者選抜に関しては、学生に求める意欲・能力を明確にした上で、高等学校等で育成した能力を多面的・総合的に評価する。⑤

(3) 特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。(学士課程) ⑥

(4) 研究者養成の第一段階として必要な研究能力を備えた人材を養成する。高度の専門的な職業を担う人材を育成する課程においては、産業界等の社会で必要とされる実践的な能力を備えた人材を養成する。(修士課程) ⑦

(5) 深い専門性の涵養や、異なる分野の研究者との協働等を通じて、研究者としての幅広い素養を身に付けさせるとともに、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行できる能力を育成することで、アカデミアのみならず産業界等、社会の多様な方面で求められ、活躍できる人材を養成する。(博士課程) ⑧

(6) 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。⑫

(7) 様々なバックグラウンドを有する人材との交流により学生の視野や思考を広げるため、性別や国籍、年齢や障害の有無等の観点から学生の多様性を高めるとともに、学生が安心して学べる環境を提供する。⑬

3 研究

(8) 真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭

(9) 若手、女性、外国人など研究者の多様性を高めることで、知の集積拠点として、持続的に新たな価値を創出し、発展し続けるための基盤を構築する。⑰

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項

(10) 国内外の大学や研究所、産業界等との組織的な連携や個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究、教育関係共同利用等を推進することにより、自らが有する教育研究インフラの高度化や、単独の大学では有し得ない人的・物的資源の共有・融合による機能の強化・拡張を図る。⑱

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(11) 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。⑲

(12) 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。⑳

III 財務内容の改善に関する事項

(13) 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。㉑

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

(14) 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。㉒

V その他業務運営に関する重要事項

(15) AI・RPA（Robotic Process Automation）をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。㉓

I-2. 国立大学法人東京外国語大学 第4期中期計画 令和4年度～9年度

(抜粋:保健管理関連事項)

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

(1) 多言語・多文化化する社会における言語活用の円滑化を目指し、言語研究・言語教育研究のナショナルセンターである本学の知見を社会に提供する。具体的には外国語の学習・教育の場で共有可能な標準的評価尺度(言語共通参照枠)の普及や英語・日本語の能力判定試験の開発などを進め、それにより、社会変革を先導するとともに、社会から本学に対する人的、財政的な支援を獲得する。

評価指標	①社会との共創のために、自治体、企業、教育機関、NPO等の外部組織と協定・申し合わせなどを結んで取り組む事業数を2020年度末時点の36件から順次増やし、2027年度末までに新たに12件実施する。
	②自己収入、社会連携関連受託事業等受入額の合計に占める、公開講座収入や著作物関連収入等の自己収入及び社会連携関連受託事業等受入額から得られる収入の割合を2020年度の3.68%から2027年度までに5%に増加させる。

(2) 地球社会における寛容・包摂の実現を目指し、本学がもつ人文・社会科学系各分野の知見を活用して市民・自治体・NGO・企業などに対する教育事業やコンサルティング、外国人児童生徒を含む外国にルーツをもつ人々への支援など、幅広い社会連携事業を展開し、それにより、社会から本学に対する人的、財政的な支援を獲得する。

評価指標	①社会との共創のために、自治体、企業、教育機関、NPO等の外部組織と協定・申し合わせなどを結んで取り組む事業数を2020年度末時点の36件から順次増やし、2027年度末までに新たに12件実施する。(再掲)
	②自己収入、社会連携関連受託事業等受入額の合計に占める、公開講座収入や著作物関連収入等の自己収入及び社会連携関連受託事業等受入額から得られる収入の割合を2020年度の3.68%から2027年度までに5%に増加させる。(再掲)

2 教育に関する目標を達成するための措置

(3) 社会のニーズに適切に応え、社会で活躍する人材の育成を目指し、オンライン上の学修記録管理システム「TUFUS Record」により入学から卒業・修了に至る過程で身に付ける力を可視化するとともに、その力が社会のニーズにかなっているかの検証を不断に行い、教育の改善に結び付ける。

評価指標	③卒業生への評価・期待に関する企業調査・卒業生調査の体制を2022年度中に整え、定期的に調査を実施し、その結果を教育の改善に結び付けた事例を確認することで、社会で活躍する人材の育成の進捗を計る。
------	---

(4) 世界や日本における共生社会の実現に資する専門的知見と幅広い視野を持つ人材の確実な育成を目指し、各学部の特性と強みを生かし、学生が学べる内容、卒業までに身につく力を明確にした学部教育プログラムの整備を推進する。

評価指標	④学生の教育への満足度として、学部4年生（卒業予定者）を対象に実施している「大学満足度調査」の設問「大学教育の総合評価」に対する「満足」あるいは「少し満足」と回答した数の割合を、2020年度の78%から80%に増加させる。
------	---

（5）デジタル化時代の教育革新を先導し、単独の大学では成し得ない多様な教養教育の展開を目指し、大学間の連携によりオンラインを用いた共同教養教育を推進する。

評価指標	⑤大学間連携によるオンラインを用いた共同教養教育を実施し、開講授業数を2021年度の1科目から順次増やし、2027年度までに22科目開講する。
------	---

（6）高校での英語教育の成果の総合的な評価と卒業後に社会で必要とされる英語力の涵養を目指し、本学入試における4技能試験、および学士課程における個人に最適化した英語教育プログラムを実施する。

評価指標	⑥本学入試において、改良を図りつつ着実に全学部で英語スピーキングテストを実施する。
	⑦CEFRでC1レベル以上の英語力をもつ学部生の比率を、2020年度の6.7%から2027年度までに10%に増加させる。

（7）修士の水準の高度な知見をもった社会人の育成を目指し、キャリアにつながる教育プログラムや就職支援を実施することで、修了後の進路につなげる。特に、英語教育、日本語教育、通訳・翻訳分野などの専門性を保証する、本学独自の専門領域単位修得証明制度を充実させ、多文化共生に必要な専門人材を育成する。

評価指標	⑧専門領域単位修得証明制度に申請し修了した者の、当該専門領域への就職の割合を2017年度～2020年度の46.5%から2027年度までに65%に増加させる。
------	--

（8）人文・社会科学諸分野で博士の水準の高度な知見をもった社会人の育成を目指し、フェローシップ制度の活用等により、博士号取得の迅速化と博士課程修了者への多様なキャリアパスの開拓を進め、有為な博士人材を社会に送り出す。

評価指標	⑨博士号の取得率を2020年度の53%から2027年度までに60%に向上させる。
	⑩博士課程学生の修了等後のキャリアの掌握のためのシステムを2022年度中に構築し、キャリアの分析から本学博士課程の教育プログラムの改善につながった事例を確認することで、博士の水準の高度な知見をもった社会人の育成の進捗を計る。

（9）国際感覚をもった人材の養成を目指し、長期・短期の留学プログラムや、オンラインを活用した海外大学との国際連携教育を実施するとともに、学部・大学院にダブルディグリーコースを増加させる。

評価指標	⑪年間の現地渡航を行う留学経験者数を2027年度までに学部在籍者数のおおよそ2学年分に相当する1,600名に増加させる。
	⑫海外大学とのダブルディグリー・プログラムでの学位取得者の数を2020年度までの1名から2027年度までに延べ120名に増加させる。

（10）多様な背景を持つ学生間の交流により学生の視野や思考を広げることを目指し、海外の高校・大学との連携を拡充し、多くの国・地域から優秀な留学生の本学への入学を実現する。また、本学で学んだ留学生とのネットワークづくりを進め、世界に広がる同窓生コミュニティ（TUFSコミュニティ）を充実させる。

評価指標	⑬正規留学生の出身国・地域数の実績を2020年度の56か国・地域から順次増やし、2027年度までに新たに17か国・地域から受け入れる。
	⑭帰国留学生を掌握するシステムを2022年度中に整備し、これを活用して展開された事業を確認することで、世界に広がるTUFSコミュニティの活性化の進捗を計る。

(11) 豊かな学生生活の実現を目指し、本学に設置される学生支援の基盤的組織である「学生支援プラットフォーム」の活動を充実させる。そのもとで、学生の心身のケア、障がい学生の支援、学習支援などの充実を図る。

評価指標	⑮学生支援諸組織を総括する学生支援プラットフォームによる活動の充実の度合を、支援された学生の声などにより改善に結びついた事例で確認し、豊かな学生生活の実現に向けた事業の進捗を計る。
------	--

3 研究に関する目標を達成するための措置

(12) 本学が強みとする多文化共生研究・地域研究を軸とした人文・社会科学研究を国際的・学際的に展開することを目指し、学内の研究所・研究センター・研究拠点などの活動や研究成果公表の方策を支援し、当該分野において先導的役割を果たすとともに、研究戦略企画推進体制を構築し、学際的研究を推進する。

評価指標	⑯教員の研究業績のうち、審査などにより選別され公刊された研究業績の年間刊行数を研究の進捗として計測し、教員一人当たりの業績数を第3期中の水準(2017～2019の平均値)に対して2027年度までに20%以上増加させる。
	⑰科研費の新規採択率平均を2020年度の46.7%から50%に増加させるとともに、教員一人当たりの科研費保有数1.6件の水準を維持する。

(13) アジア・アフリカの多元性・重層性を可視化することを目指し、アジア・アフリカ各地域の諸機関・研究者・現地コミュニティとの協働により、デジタル技術を駆使し、異分野協働による新たな記録手法として、フィールドデータを活用したデジタルアーカイブの実践的開発研究を始めとする先端的应用的研究を展開する。

評価指標	⑱本学にTUFSフィールドサイエンスコモンズを新設することにより、新たなフィールドデータの記録手法の実践的開発研究を推進し、アジア・アフリカに関するデジタルアーカイブの件数を、2020年度までの172件から2027年度までに182件に増加させる。
------	---

(14) 本学の教育研究の更なる国際化を目指し、多様な雇用・協働形態を実現する制度を整え、本学の教育研究に参画する外国人研究者を増加させる。

評価指標	⑲本学の教育研究に参画する外国籍教育研究者数を2021年度時点の46名から2027年度に50名へ増加させる。
------	--

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

(15) 複雑化する社会問題に対し分野融合的解決をもたらすとともに、高度な協働力・課題解決能力を持った人材を育成するために、四大学連合（東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学）が、学長・副学長レベルの定期的な連絡会を通して、協働による教育・研究・社会連携活動を幅広く企画・展開する。

評価指標	⑳四大学連合の協働で実施される多様な教育・研究・社会貢献連携活動（連携講座、講演会、共同研究・教育事業活動など）について、開催件数および参加者数などに関する量的向上および活動の種類の増加（企画・活動の新形態やオンラインを活用した展開など新たな開催形態の開発）による質的向上を通して、第3期の水準を超える。
------	--

(16) 文理を超えた知の総合によって持続可能な世界の構築に寄与することを目指し、東京農工大学、電気通信大学と形成する西東京三大学の枠組みなどを活用し、文系・理系を超えた協働による実践型の研究や社会連携事業などを推進する。

評価指標	㉑西東京三大学の連携枠組みなどを活用して実施する教育・研究・社会連携活動が、開催件数および参加者数などの量および活動種類の多さなどの質において、第3期の水準を超える。
------	---

(17) 宗教人口の増大が続くイスラームの活力を理解し、今後の地球社会の長期的なあり方に関する変革的研究の推進を目指し、共同利用・共同研究拠点であるアジア・アフリカ言語文化研究所によるイスラームに関する国際的・学際的な共同研究を推進する。

評価指標	㉒アジア・アフリカ言語文化研究所により組織された、イスラームに関する国際的・学際的な共同研究を含む、共同研究全体の成果論文の件数を第3期中の水準(2016～2019の平均値)に対して2027年度までに5%以上増加させる。
------	--

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(18) 公正で透明性の高い法人運営の実現を目指し、学長の業務実績評価、監事による内部統制機能のモニタリング実施、経営協議会の活性化による外部の知見の取り込み、経営の自律化への取組などを実施することで、強靱なガバナンス体制を構築する。

評価指標	㉓経営協議会委員との意見交換回数、その内容、意見に基づく改善事例、その効果、監事による監査回数、改善提案、その効果などを恒常的に追跡することで、外部の意見を取り込む仕組みが機能し、法人運営に活用されている状況・事例を確認し、公正で透明性の高い法人運営に向けた進捗を計る。
------	---

(19) 脱炭素化社会や施設の長寿命化を目指し、施設整備を着実に進めるとともに、保有資産の最大限の活用を図り、その状況を不断に点検することで、戦略的な整備・共用を実現する。

評価指標	㉔保有資産の利用状況や施設の外部貸出の状況などを毎年追跡し、外部貸出においては、2022～2027年度の平均が1千万以上の収入を目標とする。
------	--

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(20) 財務基盤の強化を目指し、本学の教育研究の特色をいかした社会連携事業の拡充や、施設の有効活用の推進等による自己収入の確保に努める。また、教育、研究等の目標に応じた学内での成果・実績に基づく配分額の決定とともに、人事ポストを含めた学長裁量経費の充実により、学内の資源配分の最適化を図る。

評価指標	㉕自己収入、社会連携関連受託事業等受入額、寄附金受入額の合計に占める、公開講座収入や施設利活用等関連収入等の自己収入及び両受入額の割合を2020年度の7.19%から2027年度までに9%に増加させる。
------	--

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(21) 中長期的な目標に対し、年次レベルで達成すべき年次計画を策定し、その進捗を全学点検・評価委員会において毎年度2回程度点検・評価する。また、IR機能を充実させ、大学の実績や業務に関する情報を可視化し、構成員間に共有する。以上により、自律的で透明性の高い大学運営を実現する。

評価指標	②⑥年次計画を策定し、計画に沿った事業の進捗を、年に2回程度点検し、その結果を翌年度の計画策定に反映させることにより、自律的な法人経営の実現に向けた進捗を計る。
	②⑦IR機能により大学の実績が可視化され、それを活用した事例を確認することで、透明性の高い法人経営の実現に向けた進捗を計る。

(22) ステークホルダーたる学生・保護者・卒業生・地域・産業界の意見を大学運営に反映させることを目指し、情報提供や対話の場を設定し、意見交換を行うことで、法人経営に対する理解・支持を獲得する。

評価指標	②⑧連携先企業や卒業生、在学生、保護者などステークホルダーとの対話が定期的に持たれ、ステークホルダーからの意見が大学運営に活用されている状況・事例を確認することで、外部の意見を取り入れた法人経営の実現に向けた進捗を計る。
------	--

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

(23) 大学の業務運営の効率化・高度化を目指し、システムの導入や、人材の育成等に取り組むことで、大学のDX化を推進し、デジタル・キャンパスの実現を目指す。また、情報セキュリティポリシーの定期的な点検及び見直しを行うとともに教職員への研修の実施など必要な措置を講じ、セキュリティ対策を徹底する。

評価指標	②⑨大学が2020年度に策定した「DX推進計画」を見直しつつ、年度計画を策定して実施したデジタル化推進事業を確認し、デジタル・キャンパス実現に向けた進捗を計る。
------	--

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

VII 短期借入金の限度額

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

IX 剰余金の使途

X その他

1. 施設・設備に関する計画
2. 人事に関する計画
3. コンプライアンスに関する計画

4. 安全管理に関する計画

衛生委員会を中心とした安全・衛生管理体制を維持するとともに、産業医と連携しながら各種健康診断等によるヘルスプロモーションとプライマリケア、ストレスチェックを実践し、職員の健康管理に努める。

5. 中期目標期間を超える債務負担
6. 積立金の使途
7. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

Ⅱ. 管理運営

Ⅱ－1．国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程

〔 昭和47年 7月 4日
制 定 〕

改正 昭和53年 2月 1日 平成12年 4月 1日
平成16年 4月 1日規則第143号 平成19年 3月23日規則第34号
平成21年 9月15日規則第138号 平成25年 7月23日規則第42号
平成27年 3月24日保健管理センター規則第 1号
平成31年 3月18日保健管理センター規則第 1号

（趣旨）

第1条 この規程は、東京外国語大学保健管理センター（以下「センター」という。）の管理運営に関して必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、厚生のための全学共通施設として、本学の保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生及び職員の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

（業務）

第3条 センターにおいては、必要に応じて関係部局の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 保健管理に関する専門的な調査研究
- (2) 保健管理の実施に関する企画立案
- (3) 定期及び臨時の健康診断等による健康評価並びに事後の保健指導と措置
- (4) 心身両面の保健に関する健康相談及び応急処置と短期的投薬
- (5) 学内の環境衛生及び伝染病の予防に関する指導援助
- (6) 保健に関する知識の普及
- (7) 国立大学法人東京外国語大学安全衛生管理規程第9条第1項に定める産業医が、同条第3項に定める産業医の職務を遂行する際の、産業医に対する協力と支援
- (8) 広義の健康保持増進に関する専門的な調査研究と業務

（組織）

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 教授
- (3) 准教授又は講師
- (4) 看護師又は保健師
- (5) 事務職員その他必要な職員

（所長）

第5条 センターの所長は、学長が指名する本学の教授をもって充てる。

2 所長は、センターを代表し、センターの管理及び運営を掌理する。

3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所長の任期の末日は、当該所長を指名した学長の任期の末日とする。

4 所長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 削除

第7条 削除

(保健管理センター運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

- (1) 学内保健管理に関する重要事項
- (2) センター教員の人事に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) センターに関する規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

(委員会の組織及び委員の任期)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) センターに属する教員
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 大学院総合国際学研究院長
- (5) 大学院国際日本学研究院長
- (6) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (7) 事務局長
- (8) その他学長が必要と認める者

2 前項第8号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期の末日は、当該委員を指名する学長の任期の末日とする。

3 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員会の運営)

第10条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

4 第8条第2項第2号及び第4号に規定する事項については、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(小委員会)

第12条 委員会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、第9条第1項に規定する委員その他の教職員のうちから、委員会が定める者をもって組織する。

3 小委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第 13 条 委員会に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、昭和 47 年 7 月 4 日から施行し、昭和 47 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 53 年 2 月 1 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際、改正前の規程第 8 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定により選出された委員の任期は、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 12 年 4 月 30 日までの任期を平成 12 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 9 月 15 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 23 日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ-2. 東京外国語大学保健管理センター教員選考に関する小委員会 要項

平成26年4月1日

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程(昭和47年7月4日制定。以下「規程」という。)第12条第3項に基づき、国立大学法人東京外国語大学保健管理センター(以下「保健管理センター」という。)の教員選考に関する小委員会について必要な事項を定める。

第2条 保健管理センターの教員を選考するために、規程第12条第1項に基づき、教員選考に関する小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

第3条 小委員会は、保健管理センター教員の公募要項の原案を作成し、応募者の選考を行う。

2 小委員会委員長は、前項の公募要項の原案を保健管理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に提出する。なお、保健管理センター所長は、運営委員会で承認された公募要項について、学長の了解を得るものとする。

3 小委員会は、公募要項に基づき募集を行い、応募状況を運営委員会に報告しなければならない。

4 小委員会は、応募者について、教員としての適格性を審査し、採用候補者として適任者1名を選考し、小委員会委員長は、選考経緯及び選考結果を選考報告書として文書により運営委員会に提出しなければならない。なお、採用候補者として適任者がいない場合も同様とする。

第4条 小委員会は、5名の委員をもって組織するものとする。

2 小委員会に委員長を置き、運営委員会の推薦に基づき保健管理センター所長が指名する。

3 小委員会委員長は小委員会を招集し、その議長となる。小委員会委員長に事故ある時は、あらかじめ小委員会委員長の指名する小委員会委員がその職務を代行する。

4 運営委員会が必要と認めるときは、小委員会に小委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5条 小委員会は、小委員会委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した小委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 この要項に定めるもののほか、保健管理センターの教員選考に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、保健管理センター所長が定める。

附則

この要項は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

Ⅱ-3. 個人情報の取り扱いに関わる保健管理センターガイドライン

2005 年 06 月 08 日

保健管理センター所長
保健管理センター運営委員会

保健管理センターが学生・職員等、保健管理センター利用者の個人情報を取り扱う際は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」(平成 15 年政令第 549 号)、又は別に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。

1. 個人情報に関する利用目的の特定

保健管理センターは、取り扱う個人情報の利用目的を特定し、『保健管理センターにおける個人情報の利用目的について』として、これを公示する。

2. 個人情報の収集

保健管理センターは、健康診断、診療、カウンセリング、文部科学省共済組合事業としての総合的な健康診査(人間ドック)等、各種の活動を通じて個人情報を収集するが、その際、利用目的につき本人の同意を得るものとする。但し、以下の①～④においては、例外的にこれを必要としない。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- ② 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- ③ 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

3. 個人情報の利用及び第三者への提供

保健管理センターは、あらかじめ本人の同意を得た場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報の利用、又は第三者への提供を行わない。但し、以下の①～④を例外とする。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護の為に必要な場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4. 個人情報に関する秘密の保持

保健管理センターの全ての職員は、個人情報に関して適正に秘密を保持する。

5. 個人情報の管理

保健管理センター所長は、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止等、個人情報の安全管理の為に、人的・組織的・技術的な安全管理措置を厳重に講ずる。

Ⅱ-4. 保健管理センターにおける個人情報の利用目的について

2005 年 06 月 08 日

保健管理センター所長

保健管理センター運営委員会

2005 年 4 月 1 日、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行されました。これまでも保健管理センターにおいては、医療職にとどまらず、全ての健康に関わる情報取扱者には守秘義務があることに留意し、個人情報の適切な取り扱いに関して万全の体制をとってきました。

加えてこの法律の施行を受け、保健管理センターが健康診断、診療、カウンセリング、文部科学省共済組合事業としての総合的な健康診査(人間ドック)等、各種の活動を通じて収集し管理する個人情報の利用目的を、以下の通り特定することにします。

1. 学生を対象とした保健管理
2. 保健管理センターに所属する医師が産業医に選任されている場合には、職員を対象とした産業衛生管理
3. 外部医療機関との医療連携(医療を目的とした医療機関への紹介・医療機関からの医療を目的とした照会に対する回答)
4. 健康診断書および健康診断証明書の発行
5. 医療、保健指導、カウンセリングの提供
6. 医療、保健指導、カウンセリングの提供を目的とした家族への病状説明
7. 法令(学校保健法、労働安全衛生法、結核予防法、感染症予防法等)によって義務づけられている届け出行為
8. その他
 - ・ 保健管理および産業衛生管理に関する資料作成、医学研究、心理学研究
 - ・ 学生・職員以外の保健管理センター利用者に対する応急的医療の提供

[付記]

1. 上記事項につき、同意できない場合や疑問点がある場合には、職員に申し出てください。申し出がない場合には、同意が得られたものとします。
2. 上記事項以外の目的で利用する場合には、別途、個別の了解を取得します。

Ⅲ. 各種健康診断等事業

Ⅲ-1. 各種健康診断の日程・内容・対象

健康診断種目	実施日程	健康評価項目	対象者
入学時健康診断	4月5日	身体計測・視力・聴力・血圧・尿定性・ 胸部 X-P(直接撮影)	新学部生・新大学院生 新編入学部生・研究生 留学生日本語教育C学生
春季定期健康診断	4月 6・7日	身体計測・視力・聴力・血圧・尿定性・ 胸部 X-P(直接撮影)	学部生・大学院生・研究生
入学時健診 春季健診 再検査	4月14日	尿定性	有所見者
入学時健診 春季健診 個別指導	4月14日 以降	生活指導・学外医療施設受診指導	確定有所見者
飲酒耐性検査	5月15日 ～19日	アルコールパッチテスト	希望者
職員健康診断	6月6・7日	身体計測・視力・血圧・尿定性・ 胸部 X-P(直接撮影)・内科診察・心電図・ 血液生化学・末梢血液算定・聴力測定	職員
人間ドック受診者 個別指導	随時	生活指導・学外医療施設受診指導	受診した職員のうち希望者
留学生健康診断	10月11日	身体計測・視力・聴力・血圧・尿定性・ 胸部 X-P(直接撮影)	外国人留学生
秋季定期健康診断	10月11日	身体計測・視力・聴力・血圧・尿定性・ 胸部 X-P(直接撮影)	学部生・大学院生・研究生 新学部生・新大学院生 新編入学部生・研究生
留学生健診 秋季健診 再検査	10月18日	尿定性	有所見者
留学生健診 秋季健診 個別指導	10月下旬 以降	生活指導・学外医療施設受診指導	確定有所見者
飲酒耐性検査	11月6日 ～10日	アルコールパッチテスト	希望者

Ⅲ-2.春季定期健康診断・入学時健康診断・秋季定期健康診断(合算)

対象		令和5年度			(令和4年度;参考)		
		対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
学部1年	男子	253	245	96.8%	259	247	95.4%
	女子	534	522	97.8%	524	514	98.1%
	小計	787	767	97.5%	783	761	97.2%
学部2年	男子	285	181	63.5%	301	195	64.8%
	女子	546	392	71.8%	504	431	85.5%
	小計	831	573	69.0%	805	626	77.8%
学部3年	男子	315	189	60.0%	276	157	56.9%
	女子	551	367	66.6%	562	414	73.7%
	小計	866	556	64.2%	838	561	68.1%
学部4年	男子	416	145	34.9%	432	152	35.2%
	女子	787	315	40.0%	748	326	43.6%
	小計	1,203	460	38.2%	1,180	478	40.5%
学部合計	男子	1,269	760	59.9%	1,268	751	59.2%
	女子	2,418	1,596	66.0%	2,338	1,685	72.1%
	合計	3,687	2,356	63.9%	3,606	2,436	67.6%
大学院合計	男子	214	110	51.4%	218	87	39.9%
	女子	310	219	70.6%	320	153	47.8%
	合計	524	329	62.8%	538	240	44.6%
留学生日本語 教育センター (学部進学)	男子	24	24	100.0%	28	28	100%
	女子	25	25	100.0%	31	31	100%
	合計	49	49	100.0%	59	59	100%
留学生日本語 教育センター (研究留学生等)	男子	-	-	-	-	-	-
	女子	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
総 計	男子	1,507	894	59.3%	1,514	866	57.2%
	女子	2,753	1,840	66.8%	2,689	1,869	69.5%
	合計	4,260	2,734	64.2%	4,203	2,735	65.1%

Ⅲ-3. 春季新入学生の健康診断受診状況(Ⅲ-2表の一部抜粋)

対象		令和5年度			(令和4年度;参考)		
		対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
学部新1年	男子	251	241	96.0%	252	243	96.4%
	女子	532	522	98.1%	521	510	97.9%
	小計	783	763	97.4%	773	753	97.4%
大学院新1年	男子	65	32	49.2%	64	40	62.5%
	女子	71	68	95.8%	92	71	77.2%
	小計	136	100	73.5%	156	111	71.2%
留学生日本語 教育センター (学部進学)	男子	24	24	100.0%	28	28	100%
	女子	25	25	100.0%	31	31	100%
	小計	49	49	100.0%	59	59	100%
留学生日本語 教育センター (研究留学生等)	男子	-	-	-	-	-	-
	女子	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
総 計	男子	340	297	87.3%	344	311	90.4%
	女子	628	615	97.9%	644	612	95.0%
	総計	968	912	94.2%	988	923	93.4%

Ⅲ-4. 外国人留学生健康診断

対象		令和5年度			(令和4年度;参考)		
		対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
学部・大学院 留学生	男子	254	65	25.6%	268	79	29.5%
	女子	437	142	32.5%	475	115	24.2%
	小計	691	224	32.4%	743	194	26.1%
留学生日本語 教育センター (学部進学)	男子	24	24	100.0%	28	28	100.0%
	女子	25	25	100.0%	31	31	100.0%
	小計	49	49	100.0%	59	59	100.0%
留学生日本語 教育センター (研究留学生等)	男子	-	-	-	-	-	-
	女子	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
総 計	男子	278	89	32.0%	296	107	36.1%
	女子	462	167	36.1%	506	146	28.9%
	総計	740	256	34.6%	804	253	31.4%

Ⅲ-5. 職員健康診断・人間ドック

対象		令和5年度				(令和4年度;参考)			
		対象者数	受診者数		受診率	対象者数	受診者数		受診率
			職員健診	人間ドック			職員健診	人間ドック	
教 員	男	131	74	36	84.0%	147	77	47	84.4%
	女	112	80	24	92.9%	122	82	28	90.2%
	小計	243	154	60	88.1%	269	159	75	87.0%
事務員	男	83	55	20	90.4%	76	52	19	93.4%
	女	132	101	22	93.2%	139	111	15	90.6%
	小計	215	156	42	92.1%	215	163	34	91.6%
総 計	男	214	129	56	86.4%	223	129	66	87.4%
	女	244	181	46	93.0%	261	193	43	90.4%
	計	458	310	102	90.0%	484	322	109	89.0%

Ⅲ-6. 健康診断証明書発行

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	124	416	214	125	56	45	91	47	56	60	52	85	1371
令和4年度	115	1052	244	105	59	57	68	51	38	53	34	97	1973

IV. プライマリケア

IV-1. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(学生利用者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
上気道炎	6	12	11	2	1	1	11	4	4	2	1	2	57
気管支喘息	3					1	1						5
他呼吸器疾	7	8	2			2	5	3		2			29
胃炎・腸炎	3			2				1		2	2	1	11
便秘	1	1											2
口内炎等													0
虫垂炎													0
他消化器疾患			4			1	2	3	1		3	1	15
高血圧症	11	18	10	2			3	3	1				48
不整脈	4	2		2	1								9
冠動脈疾患													0
他循環器疾患	1	3	1					1	1				7
頭痛	1	1	3							1	1	1	8
脳貧血													0
神経痛													0
脳血管障害		1											1
他神経疾患		2	1	3	1		2	4				3	16
花粉症							1						1
薬剤アレルギー													0
他アレルギー疾患	1	3					2	4				1	11
尿路結石													0
膀胱炎			1					1					2
腎炎													0
他腎尿路疾患	4	5	5	2				2	2				20
糖尿病		1											1
高脂血症			1										1
痛風等													0
他代謝疾患		3	1				1	1					6
貧血			1				1	1	1				4
他血液疾患													0
創傷	8	9	4	2			2	8	5		1	2	41
熱傷		1						1					2
他外科疾患		2	2	1		1	1		1				8
捻挫・打撲	1	2	3	4	2		2	1		1			16

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
関節痛等	2	6	3	1			2	3				2	19
骨折・脱臼	1		1	1				3			1		7
他整外疾患	2	1	2		1		1		1	1	1	1	11
湿疹・皮膚炎									2				2
白癬菌症													0
蕁麻疹								1					1
帯状疱疹													0
他皮膚科疾患		3	3	2			8	7	1	1		1	26
めまい・耳鳴								2					2
中・外耳炎													0
鼻出血		1											1
他耳鼻科疾患	1	5	2	1				3		1	2	2	17
眼精疲労													0
結膜炎				1									1
麦粒腫													0
眼内異物													0
他眼科疾患	3	3	3				5	1	1				16
生理痛	1			1			1	1					4
生理不順				2								1	3
妊娠他													0
他婦人科疾患	1	1	3				2	2	1			3	13
不眠											1		1
摂食障害	2												2
神経症													0
他精神疾患	17	10	7	3	7	19	16	5	5	1		14	104
歯痛・歯障害		1					2	1	1				5
他歯口腔疾患									1				1
身体保健相談	44	43	39	17	6	14	24	21	11	19	6	11	255
内科精神相談	12	15	11	10	12	7	9	18	11	12	12	13	142
病診連携対応	35	65	43	41	8	14	45	61	23	13	22	27	397
休養室使用	1	10	6	3			8		1		2		31
処置・測定等	9	9	7	7			4	5	8				49
総 計	182	247	180	110	39	60	161	172	83	56	55	86	1431

参考;令和4年度

総 計	196	244	200	126	52	76	127	97	92	80	49	85	1424
-----	-----	-----	-----	-----	----	----	-----	----	----	----	----	----	------

IV-2. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(職員利用者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
上気道炎			1	2				2	1	1	1		8
気管支喘息													0
他呼吸器疾患						1			1	2	1	1	6
胃炎・腸炎						1					1		2
便秘													0
口内炎等													0
虫垂炎													0
他消化器疾患	2			1	2	2		1	1	1			10
高血圧症					1					2			3
不整脈						1	1						2
冠動脈疾患													0
他循環器疾患				1									1
頭痛		1	2							1			4
脳貧血							1						1
神経痛													0
脳血管障害													0
他神経疾患			2										2
花粉症											1		1
薬剤アレルギー		1											1
他アレルギー疾患							1						1
尿路結石													0
膀胱炎													0
腎炎													0
他腎尿路疾患	1	1	1		2		1	1	4		1		12
糖尿病	1	1						1			1	2	6
高脂血症			1	2			1	1		1			6
痛風等												1	1
他代謝疾患					1		1		1	1			4
貧血			1		1	2	1						5
他血液疾患					1			1				1	3
創傷				1				1	5	1	2	1	11
熱傷													0
他外科疾患	1	1	3	1		2			2			1	11
捻挫・打撲		1	1							1			3

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
関節痛等		1			1				2				4
骨折・脱臼	1			1									2
他整外疾患					1			1		1		1	4
湿疹・皮膚炎													0
白癬菌症								1					1
蕁麻疹													0
帯状疱疹													0
他皮膚科疾患			1						2			1	4
めまい・耳鳴					1		3						4
中・外耳炎													0
鼻出血													0
他耳鼻科疾患		1											1
眼精疲労													0
結膜炎												1	1
麦粒腫													0
眼内異物													0
他眼科疾患		2					1			1		1	5
生理痛													0
生理不順													0
妊娠他													0
他婦人科疾患			2										2
不眠													0
摂食障害													0
神経症													0
他精神疾患	10	11	8	9	6	6	10	13	8	7	6	6	100
歯痛・歯障害		1											1
他歯口腔疾患													0
身体保健相談	5	3	3	6	8	5	5	9	6	3	4	5	62
内科精神相談	3	5	4	3	8	6	3	3	2	4	0	3	44
病診連携対応	3	7	8	7	7	1	15	5	12	3	1	9	78
休養室使用			5	2				1					8
処置・測定等		1	1				1		5	1	13	19	41
総 計	27	38	44	36	40	27	45	41	52	31	32	53	466

参考;令和4年度

総 計	26	23	59	44	58	56	37	52	39	62	33	41	530
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

IV-3. 精神神経科

【精神神経科診療利用者数】 学生数 ()内は職員数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
合 計	1(0)	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	3(0)	2(0)	2(0)	1(0)	16(0)

【精神神経科診療利用者数(令和4年度;参考)】学生数 ()内は職員数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
合 計	2(0)	2(1)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(1)

【コミュニケーションサポート利用者数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
合 計	4	4	5	4	4	4	4	4	5	7	6	7	58

【コミュニケーションサポート利用者数(令和4年度;参考)】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
合 計	8	7	8	9	7	9	8	6	6	4	5	4	81

V. 各種教育啓蒙事業

V-1. 各種教育啓蒙事業の日程・目的・内容・対象

事業種目	実施日程	タイトル・目的・内容	対象者
アルコールパッチテスト(1)	5月15日～19日	エタノール耐性を個別に判定し、 適正な飲酒行動修得を支援	全学生/全職員
アルコールパッチテスト(2)	11月6日～10日	エタノール耐性を個別に判定し、 適正な飲酒行動修得を支援	全学生/全職員
ホームページ	稼働	保健管理センター活動に関する各種案内と 広報;自己学習資料の提供	全学生/全職員
メール相談	稼働	面談カウンセリングへの導入を目的とした メールによる心理相談	全学生/全職員
ほけせん便り	9回発行	保健管理センター活動に関する各種案内・広報と 自己学習資料の提供	全学生/全職員

V-2. アルコール(エタノール)パッチテスト

	令和5年度		(令和4年度:参考)	
	第1回	第2回	第1回	第2回
学生参加者数	2	1	中止	0
職員参加者数	3	1	中止	0
合計参加者数	7		0	

V-3. 保健管理センターホームページ・メール相談概要

【<http://www.tufs.ac.jp/institutions/facility/hoken/>】

第1層	第2層	第3層
保健管理センターの案内	お知らせ	記 事
ほけせんだより	ほけせん便り(新規発行分)	記 事
	海外留学 健康の手引き	記 事
	感染症ハンドブック	記 事
保健管理センターを 利用するには	利用日・利用時間案内	記 事
	健康診断証明書の発行案内	記 事
保健管理センターは どんなところ？	保健管理センター概要	記 事
	保健管理センタースタッフ紹介	記 事
	施設・設備紹介	記 事
健康診断に参加しよう	健康診断	記 事
	健康診断証明書の発行案内	記 事
メール相談	メール相談とは？	記 事
	メール相談の申し込み(学内のみ)	メール機能
外部医療機関案内	府中市内の医療機関の案内	外部 web page
	府中市内の「休日・夜間診療」の案内	外部 web page
	救急相談センター	外部 web page
	東京都内の医療機関の案内	外部 web page
	外国語による医療機関案内テレフォンサービス	外部 web page
トピックス・注意喚起	最近のトピックスや注意喚起が必要な情報案内	記 事
ほけせんだより バックナンバー	ほけせん便り(過去発行分)	記 事
年次報告書	保健管理年報(各年度分)	記 事
個人情報の取扱について	個人情報の取り扱いに関わる保健管理センターガイドライン	記 事
	保健管理センターにおける個人情報の利用目的について	記 事

V-4. メール相談利用実績(件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	42	23	25	14	12	15	17	18	11	9	5	24	215
令和4年度	46	18	13	15	8	17	20	12	10	7	12	21	199

V-5. 「ほけせん便り」発行概要

第 235 号	令和 5 年度 秋入学時健康診断のお知らせ
第 236 号	令和 5 年度 秋季定期健康診断のお知らせ
第 237 号	最近の新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ感染症の動向
	Recent trends in COVID-19 and Influenza
第 238 号	「挨拶(あいさつ)」から始めましょう
	Let's start with greetings
第 239 号	「HPV 感染症」と「HPV ワクチン」のこと ～キャッチアップ接種のご案内～
	"HPV infection" and "HPV vaccine" Information regarding "Catch-up vaccination"
第 240 号	令和 6 年度 入学時健康診断のお知らせ
第 241 号	令和 6 年度 春季定期健康診断のお知らせ
第 242 号	「睡眠」を大切にしましょう。
	The importance of sleep.
第 243 号	「麻疹」の世界的流行
	Global outbreak of Measles